

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第14回総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年11月29日（木）17：30～19：30

2. 場所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、神田秀樹、河野栄子、鈴木良男、清家篤、高原慶一郎、八田達夫、八代尚宏、米澤明憲の各委員

（政府）石原規制改革担当大臣

（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、梅村審議官、竹内審議官、磯部審議官、吉原事務室長、西参事官、松山参事官、枝廣参事官、松葉参事官、二川参事官、長屋事務室次長

4. 議事次第

（1） 案文審議

（2） その他

5. 議事

○宮内議長 それでは、時間でございますので、ただいまから第14回「総合規制改革会議」を始めさせていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、まさにお忙しい中、石原大臣にもおいでいただきまして、ありがとうございます。

今日の皆様の方の出席状況でございますが、奥谷、村山、森委員が御欠席で、清家委員が遅れられるということでございます。それでは、まず議事に入ります前に、石原大臣から一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。

○石原大臣 総合規制改革会議の委員の皆様には、連日お忙しいところを総合規制改革会議の最終案とりまとめに御尽力いただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。先般、私の方から若干御説明をさせていただきました、いわゆる港湾のワンストップサービスにつきまして、つい先ほど関係6省庁の局長さんにお集まりいただきまして、中間とりまとめの段階では15年度中ということになっておりましたけれども、これを前倒ししてもらいたいというお願いを申しましたところ、2省ぐらい若干問題があるんですけれども、この要請を受けて体制が整うように努力をしていただけるということで、1月にはその目

途のことにつきましても、御報告をいただけるということになりました。

また、この雇用情勢の中で大変重要な問題になってきておりました、職業紹介事業の手数料の規制緩和につきましても、先般坂口大臣とお話しをさせていただきましたところ、坂口大臣の方も前向きに取り組んで、今後の規制緩和を進めましょうというようなお話をいただきました。

これは、2つだけの話ですけれども、これからもやはり前倒しできるものは前倒しをしていかなければならないと考えております。この最終とりまとめに向けまして、いよいよ大詰めになってまいりましたけれども、宮内議長を中心にどうぞすばらしい案をおつくりいただきますように、私からもお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。引き続き、よろしく御支援のほどお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、前回に引き続きまして、内部の御議論ということで、案文の審議をさせていただきたいと思っております。資料は、お手元にお配りしておりますが、これ引き続きまだ最終のものではございませんので、非公表ということでお願い申し上げたいと思っております。

まず、全体構成につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○吉原室長 お手元に「総合規制改革会議答申構成案」という1枚紙があるかと思っております。これに基づきまして、御説明します。

全体の構成は、「はじめに」の後には第1章としまして重点6分野、それから第2章としてその他の分野という構成になっておりまして、基本的には重点6分野については中間とりまとめの順番、それからその他の分野につきましては、3か年計画の順番を踏襲した形で並べております。

簡単でございましたが、以上でございます。

○宮内議長 それでは、次のこの「はじめに」という部分と「おわりに」という部分、これは答申の始めと最後の部分でございますが、ここにつきまして事務局から読んでいただくということで、お願いしたいと思います。

○吉原室長 それでは、読み上げさせていただきます。まず、「はじめに」でございますけれども。

「規制改革は、供給主体間の競争やイノベーションを通じて、生活者・消費者が安価で質の高い多様な財・サービスを享受することを可能とするとともに、自由な環境の下で

ジネスチャンス拡大し、社会全体としての生産要素の最適配分を実現することによって、経済を活性化するものである。このように、規制改革は、『生活者・消費者本位の経済社会システム構築』と『経済の活性化』を同時に実現する。

21世紀の幕開けとなる2001年は、我が国の経済社会が大きな転換点を迎えていることが誰の目にも明らかになった年である。経済社会の構造改革が必要さが唱えられて久しいが、今や5%を超える失業率は、構造改革が待った無しの状況にあることを象徴的に示している。未曾有の深刻な雇用情勢、低迷する景気、猶予できない財政構造改革等の厳しい条件の中で、規制改革の必要性とその有する需要喚起、新規産業・雇用創出の機能に寄せられる期待はますます高まっている。今こそ、構造改革を実現するための重要な柱として、規制改革を強力に推進すべき時である。

本答申は、このような背景事情の下に、『経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革に関する基本的な事項について、総合的な調査審議を求める』との総理からの諮問に応え、今年度における総合規制改革会議（以下『当会議』という。）の調査審議の結果をとりまとめたものである。

提言するに当たって、当会議が規制改革に取り組む基本的考え方として、特に次の点を強調しておきたい。

ア『システム全体の変革』の重要性

規制改革を推進するため、政府は従来から、例えば個々の事業者又は事業者団体から要望に積極的に対応すること等により、『個別の規制改革』を重点的に進め、大きな成果を上げてきた。また、規制改革を分野別に進めるという手法に加えて、それぞれの分野の『あるべき姿』を念頭に置き、政策目標・理念を明確にした上で、競争促進のためのルール作りや予算措置等の関連制度の見直しも含めた『体系的・包括的な規制改革』、すなわち、『システム全体の変革』についての取組を、意識的に強化していくことが効果的である。

特に、『生活者向けサービス分野』（いわゆる『社会的分野』）については、相対的に改革の遅れが目立っており、この分野の規制改革を強力に推進していくためには、このような「システム全体の変革」という手法の有効法が、より一層高まるものと考えられる。また、民間事業者の自由な経済活動を阻害する規制を撤廃し、事業者間競争を促進する際には、市場機能が十分に発揮されるよう、情報開示の義務付け、ルールの遵守やサービスの質の確保等の監視体制（違反者に対する罰則適用を含む。）及び事後的な紛争処理体制の整備、さらにはセーフティネットの充実等の新たなルール作りや既存のルールの明確化等

にも積極的に取り組むことが重要である。

さらに、『民間でできることは、できるだけ民間に委ねる』との基本原則の下、公的主体の行っている業務について、可能な限り民間事業者が主体的に担い得るよう、参入を妨げる規制の撤廃を行うとともに、異なった経営主体が事業を行う際に存在する公的助成（予算措置等）などの競争条件の格差解消についても、これを規制改革の一環と位置付け、その積極的な推進を図ることとする。

なお、国や地方公共団体のみならず特殊法人、公益法人、特別な法律に基づき設立された法人についても、一般の民間事業者と比較して、競争上有利な立場にあり、この点は、規制改革を推進するに当たっての重要な視点と考えられる。

イ 速やかな改革の重要性

これまでも構造改革のために諸施策が講じられ効果を上げてきた。例えば、10年前と現在とを比較すれば、情報通信、金融、運輸等の分野における状況の変化は明らかである。しかしながら、残された課題はいまだ多く、改革施策が、少子高齢化、経済のグローバル化などの我が国の経済社会を取り巻く急速な環境変化に有効に対応できるだけの十分な早さで実施されてきたとは、必ずしも言えない。

構造改革が急務となっている今日、改革施策の実施を一層加速化することが重要である。このため、本答申では、速やかかつ確実な施策の実施を確保する観点から、改革施策の実行時期を明示することを原則とした。

また、今後政府が実施すべき施策の具体的な改革行程を明らかにすることが、財・サービスの提供者、消費者の双方に対して、これからの行動を決定するための的確な情報を提供することにもなると期待している。

ウ 『生活者向けサービス分野』（いわゆる『社会的分野』）の改革の重要性

『個々の生活者に向けたサービス分野』については、これまで公的主体が、サービスの主たる担い手として市場を直接管理し、市場原理には馴染みにくいものとされてきた。これは、多くの『生活者向けサービス』が、『非収益的なサービス』であるとの性格付けが濃かったためであるが、この結果、本分野には『規制』や『官業構造』が温存され、こうした供給側の問題からサービスの質的向上・量的拡大が妨げられるなど、相対的に改革の遅れが目立つに至っている。

今後の少子・高齢化社会においては、我が国の経済成長に貢献する新しい産業やイノベ

ーションを開花させていくことが必要であるが、このような『生活者向けサービス分野』は、需要と雇用の拡大余地の高い分野であり、起業家精神の旺盛な個人による創業、迅速な事業展開が期待される。

当会議では、『生活者向けサービス分野』の改革の重要性を踏まえ、医療、福祉・保育、人材（労働）、教育、環境の各分野について重点的に検討を行い、新規産業・雇用の創出と、国民生活の質的向上に向けた抜本的なシステム改革を進めることとした。

また、都市は、生活の拠点であるとともに、その再生、喫緊の課題でもあり、当会議においても、重点的に検討されるべき分野として、規制改革を積極的に推進することとした。

エ その他の分野の規制改革

産業活動に直接関係の深い分野（いわゆる『経済的分野』）の規制改革については、政府が比較的早い時期から重点的に取り組んできた結果として、これまでも進展がみられたところである。しかしながら、この分野においても、なお一層の規制改革が必要な領域が多い。言うまでもなく、これらの分野における規制改革は、経済の効率に直接的に影響するものであり、構造改革の観点から規制改革を引き続き推進していくことは、極めて重要である。

このため、本答申では、上記の重点6分野に加えて、競争政策、法務、金融、流通、農林水産業、エネルギー、運輸、基準認証の各分野の規制改革方策についても、検討の結果を掲げた。

なお、IT分野における規制改革については、経済活性化等の観点から重要であるが、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）に設置され、当会議の委員も参加するIT関連規制改革専門調査会において検討されることとなっている」ということとでございます。

一番最後のITの部分は、実は今まさしく検討が進んでいる部分でございます。この辺につきましては、その辺の動きも勘案いたしまして、多少修文することはあり得るべしということでお伝えしたいと思います。

引き続きまして、資料の山の一番下の方になるんですが、「おわりに」の部分も併せて読ませていただきます。

「おわりに

当会議は、規制改革に集中的に取り組むべく、本年4月に3年間の時限組織として内閣府に設置された。

当会議は、5月11日の初会合以来、前委員による会議を計○回、ワーキンググループを計○回開催し、関係団体、関係省庁等からのヒアリング、論点整理などを経て、とりまとめを行った。本答申は、『はじめに』に掲げた基本的考え方の下、問題意識、改革の方向性などを明らかにし、具体的な規制改革の方策を提言するものである。政府においては、本答申で示した改革施策を的確・確実に実現されるよう要請したい。

なお、7月24日『重点6分野に関する中間とりまとめ』を公表したが、政府において、改革工程表（9月26日）及び改革先行プログラム（10月26日）で、この中間とりまとめを最大限尊重され、その大部分が盛り込まれるとともに、可能な限り前倒しして取り組むこととされたことは、改革を一步でも早く、深く進める上で、意義あるものである。

当会議は、今後も改革の歩みをゆるめることなく、次なる調査審議に向けた改革課題の選定に取り組む考えである。

また、当会議の審議事項の一つである『規制改革推進3か年計画』の実施状況の監視・改定については、年明けより3か年計画のフォローアップ等に着手することとする。政府においては既に3か年計画に掲げられている改革施策についても、できる限り前倒しして速やかに取り組まれるよう要請したい。

規制改革については、これまでも累次の意見・提言が出され様々な施策が講じられてきたが、今日の経済社会情勢にかんがみれば、当会議は、規制改革の積極的推進にさらなる努力を傾注していく所存である。これからの活動に対する国民及び関係各界の御支持と御協力をお願いしたい」ということをございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何かお気づきの点がございましたら、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。八代さん、どうぞ。

○八代委員 今、言わないと、もうおしまいだと思うので、今、見せられたばかりですけども、ちょっと気付いたことを申し上げたいと思います。

順番に、「はじめに」からですけれども、2パラのところなんですけれども、ここに書いてあることはそのとおりなんですけど、どっちかという非常に短期的な景気対策と結び付けられている感じがするんですけど、今なぜ構造改革が必要かという、過去の政権がことごとく問題を先送りしてきた結果、これだけ矛盾が累積しているわけで、突然不況になったから構造改革が必要だということではないわけです。ですから、「経済社会の構造改革の必要性が唱えられて久しいが」ということで、軽く触れられていますけれども、実はそういうこれまでの政権の積み残しであるという趣旨をどこかで入れていただくことが大事ではないかと思っております。

2 ページ目ですが、2 パラのところで、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」ということなのですが、これは実は各論でやっているときに、どうしても各省と意見が折り合わずに、今後の施策で盛り込めなかった問題は、なるべく問題意識とかそういうところに送ることによって、各省庁との合意を得るという手法を、各ワーキンググループとも取っておられると思いますけれども、同じことをこの「はじめに」という総論部分でできるのではないかと。

例えばの案でありますけれども、この「可能な限り民間事業者」というふうに、非常にさらっと書いてあるんですけれども、ここに例えば株式会社を含むというようなことを入れると。つまり、これは医療でもそうですけれども、株式会社の参入があちこちでぶつかっているわけですから、例えば医療で株式会社の病院経営の参入というのが書けないとしても、ここで可能な限り株式会社を含む民間事業者がというふうに言うておけば、ぼんやりとした形ですけれども、これを受けるといような手法も取れるのではないかと、ちょっと全般的にこの「はじめに」というのは、優等生の作文みたいなもので、当たり障りのないような形で書いてあるわけなんですけれども、一般論で株式会社を含むということ言うのは、別にそれほど各省庁とぶつかることではないのではないかと思われます。

それから、ウの生活者向けサービス分野の一番下のところなのですが、非収益的なサービスという言葉は、全く聞き慣れないわけですし、これは我々福祉の分野では非営利と言われてることなんです。ですから、できればいわゆる非営利サービスであるという性格づけというふうに、ことさら非収益的という造語を使わなくても、一般に使われている非営利というのが実は問題なんだという観点から、そういうことを使っていただければと思います。

それから、これは他のワーキンググループのことですけれども、3 枚目のその他の規制改革の前の部分で、都市の話があるんですが、都市についても上のほかの分野と同じように、経済活性あるいは新規産業、雇用の創出という面でも、極めて重要な意味を持っているのではないかと思いますので、わざわざパラグラフを分けられた理由はよくわからないんですけれども、同じように都市の改革というのは極めて需要の促進に即効性がある、そういう趣旨が必要ではないかと思います。

これは御質問ですけれども、今回の答申が尊重閣議決定というふうになるということで、それはこの文章では読めないんですけれども、それは別途また何か頭書きみたいなものが出て、そこで尊重というふうに言われるということなんでしょうか、これは確認だけでございます。

○宮内議長 今の最後の御質問のところは。

○吉原室長 閣議決定の文章というのは、総合規制改革会議の答申について政府としても尊重するというようなものを、また別途つくるわけでございます。

○宮内議長 あとお気付きのところ、ございますでしょうか。どうぞ、生田さん。

○生田委員 前書きの2ページ目の一番下に、「こうした供給側の問題から、サービスの質的向上・量的拡大が妨げられるなど」と書いてあるんですけども、それはそのとおりのなんだけれども、平たい言葉で言えば、コストの合理化と言いますか、できるだけ安い経費でやるという概念がもう少しきちっと出して、量的拡大の中に込めたつもりかもわからないけれども、量だけ拡大しても本当は意味がないわけで、コストの合理化、あるいは生産性の向上と言いますか、そういうふうな趣旨を折り込んだ方がいいと思います。

○宮内議長 あとよろしゅうございませうか。今、いきなりお読みになったと思いますので、このほか御意見等がございましたら、明日までに事務局まで御連絡をいただくというをお願い申し上げたいと思います。皆様からの今の御意見も含めまして、いただきました御意見に基づく修正等につきましては、また議長代理と私とに御一任いただくという形で、少し文章等も変えさせていただくことはあろうかと思いますが、そういうことよろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○宮内議長 それでは、続いて各論に移りたいと思います。各論の概略は、前回御紹介いただきましたので、本日は主査から主な変更箇所と、課題な残されている主な箇所はどこだというようなことを中心に、簡潔に御説明をいただきまして、委員の方々の御意見をちょうだいしたいということが、今日の主な内容でございます。

それでは、質疑応答と併せまして、各分野を5分程度でできればありがたいと思っておりますので、簡潔にひとつお願い申し上げたいと思います。

それでは、このお手元の資料の大体順番に沿いまして、まず医療分野から、鈴木さんからひとつよろしく願いいたします。

○鈴木委員 医療分野でございます。鋭意詰めておりまして、幾つかのものは詰まっております。また、幾つかのものは最終調整を要するという、当然の状況でございます。

何が最終調整を要するのかということ、レセプトのオンライン請求をする電子請求の原則化というのは、これは入口の議論で、これがスタートして、そしてすべてのIT化というのがいくわけだから、極めてインポータントな問題ですけれども、厚生労働省も思いは同じだと彼らは言いますが、彼らは要するに波風立てずにやりたいということから、

そっとやらさせてもらいたいという主張なんです。しかし、この原則化というのをきちっとしめないと、この前みたいにカルテからレセプトができるというのが当たり前のことであって、それをIT化というんだから、ここの原則をそんな弱腰であっては、何も変わらないよということで今、話している最中で、これが一番ポイントだからということで考えております。

株式会社の問題というのは、これは言うまでもなく一番のハードコアでありまして、これの表現というものをどういうふうにしていくのかという、これは中間とりまとめにも書き、それから行程表等々においても、その方向性というものは示唆をされておるわけですが、これの問題が残っております。

中央医療審議会というものの委員構成という問題、やはり医療費というのは一種の公共料金ですね。公共料金を決めるのに、分捕り合戦をやるんだと厚生省は言うんですけども、医療機関と保険者との間で分捕り合戦に任せる問題ではないと、要するに公共料金の決定というものは、しかるべく中立公平なところで決めていくべき問題であって、分捕り合戦の問題ではない、そんな競争をやるんだら、本当の医療の世界の中できちっと競争をやってくれということでありまして、ここら辺の問題というのは、そういう分捕り合戦の場でないものにしたいたいところが当然の問題ですが、厚生労働省はある団体を怖がっておられるようでありまして、現在のところのイエスとは言ってもらっていません。大体そんなところでありまして、一般小売店での医薬販売に関するものは、どうしても医薬部外品ということにしてと言うんだけれども、そんな無理しなくてもいいと思うんです。要するに、薬であるものは医薬部外品に追い出して、そしてやるだなんていうことをして、かぜ薬を薬ではないというふうに言うことはないんであって、かぜ薬はかぜ薬ですと、しかし利用者の利便のために、夜でも飲めるというようなことだとか、そういうことを進めればいいことなんですから、そんな無理して追い出す必要はないんで、医薬であっても作用の軽微なものは、どこでも売れるというふうにしていくというのは、私にとっては常識だと思うけれども、しかしどうしてもジャンルは医薬部外品だというふうに言うておられて、ここはもう目をつぶっていただくしかもうないということで、積年の問題にもう決着を付けさせていただくということで、もっとも大体かぜ薬みたいなものは、普通はそういうもので治すものなんです。そして、病院に行かないということで、医療費の節約にも非常に役立つわけなんです。

だけど、病院に行って、少し安いかもしれないけれども、時間を取られるのがもったいないからあれしておるわけですから、こんなところをある程度開放すれば、医療費の節減

にも役立つではないかと言っても、薬屋の方は、それはどうしても体系が合っていないとか、何とかかんとか言っておられますけれども、ここはある意味ではもう安楽死してくださいと要望としては申し上げましたけれども、安楽死をお願いするということでいきます。向こうも、安楽死するのは覚悟していると思います。

大体以上が主立ったところで、多少の字句の問題はありますけれども、そこら辺の問題を除いては、ほぼ調整は終わっているわけです。

感想は、厚生省は今まで自分で主体的に政策を考えて意見を言うということができなかったと、それをこの前の試案というもので初めて言ったというのが実態なんです。それは医師会に振り回されてやってきたということであって、私はここが厚生省が厚生省らしく、一つの政策を自分で打ち出して、そして関係するいろいろな人たちというものを、やはりいい方向に導いていくという、主体的な立場というものを厚生省が持たないと、日本の医療というのはよくなっていかないという問題でありますから、一種の厚生省の独立宣言をここでもってはっきりやらせるという、それが一番重要ではないかというふうにも考えておりました、その方向で今回のものは厚生省としては初めての経験みたいなことを言っておりますけれども、それだけ遅れておったんだから早くやれということで、今やっておる最中です。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御意見・御質問等ございますでしょうか。

それでは、最後頑張ってくださいということで、次の分野でございます。福祉分野につきまして、八代主査から御説明をお願いいたします。

○八代委員 福祉分野は、調整は終了しております。それで、ポイントだけ簡単に御説明したいと思いますが、まず1枚目の「問題意識」というところであります。これにつきましては、一番問題になっているのは、やはり憲法89条に基づいて、社会福祉法人の存在意義というものを示したいと。こちらの方は、もはや介護とか保育所というのは、慈善博愛の事業ではないでしょうと言っているんですが、厚生労働省は依然としてそうですということを行っていますので、これはもう国民の皆さんに判断していただくということで、そういうふうに行っていますよと、恥かしくないですかということをちゃんと原文に書いております。それについては、事実だからということで、OKをもらっております。あの方で、ぼつぼつとそれを引用するという形にしております。

介護と医療という、新しい点としては、具体的政策の中で(1)でありますけれども、施設介護における多様な経営主体の間の対等な競争ということで、これが言わば福祉の世

界では医療と違って、株式会社等が参入することはいいんですけども、対等な補助をもらっていない、特に施設整備費においては多大な格差があると、この問題が大事であるということで、ここで整理をしているわけでありまして。

一部意見が得られなかったのは、上の方の問題意識に戻しておりますけれども、ともかくも3つの手法で、PFIを通じるということ、それからホテルコストを取るということ、介護報酬の中に資本コストも入れるというような、いろんな手段で憲法の制約があったとしても、対等な競争が確保できるような道を書いております。

それから「介護と医療の連携のための諸規制の改革」というところでは、これは医療とボーダーラインでありますけれども、特別養護老人ホームの居住条件が改善したと言ったならば、ほかの介護施設だって同じようにやってもらわなければいけないということで、保険施設の方は一応ここに書き込んだんですが、療養型病床群の方は、これは医療の問題であるから、福祉の担当者ではいかんともし難いということで、これは次回是非医療の方で検討していただきたいと思っております。

保育に関して言えば、ほぼこれまでと同じ点でありますけれども、注目すべき点としては、エの認可外保育施設に関する、指導監督の徹底ということを中心に書き込んだということで、これは同時に東京都等がやっております認証保育所のような単独施設をきちっと評価したということにもつながっております。

それから、保育について言えば、保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入、いわゆるバウチャーでありますけれども、これが言わば医療における病院経営と同じようなもので、ハードコアでありますけれども、これについては従来からの規制改革委員会の方式を、そのまま言っていることをこれから繰り返している程度で、残念ながら一步も前進できなかったわけでありまして。

あと社会福祉法人の規制について言えば、かなりいろんな点では書き込んでおりますけれども、まだまだ抜本的な改革というのにはほど遠い状況であります。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

それでは、次に教育分野に入ります。米澤主査から御説明をお願いします。

○米澤委員 教育分野の方でございますけれども、基本的に前回から進んだ部分を御説明させていただきたいと思っております。

教育分野の2ページ、ア、基本的にこれは大学の設置、学部の設置の問題ですけれども、それは非常に垣根を低くすることなんでけれども、アの部分について、前は15年

度中に措置ということだったんですけれども、進みまして14年度中に措置ということに、検討・結論ということになりました。

5ページでございますけれども、下の方のイでございます。これもやはり高等教育の設置を比較的緩やかにしたということで、今度は質の維持のためのア krediteーションのことでございますけれども、これは前回の14年度措置だったのが、やはり14年度中に検討・結論ということになっております。

8ページをごらんください。高等教育のキャリアアップのところですが、前は口頭でお話ししまして、文案が確定しておりませんでしたけれども、今回は2つの項目、学部におけるダブルメジャー制度の導入ということと、パートタイム学生制度の創設ということで文案が確定いたしました。内容については前回お話ししましたのでいいと思います。

12ページでございます。コミュニティ・スクール導入のための法制度に向けた実践研究の推進ということで、全体コミュニティ・スクールについては、文章も出ませんでしたし、折衝中だということで余り詳しくは申し上げなかったんですけれども、ここは非常に大きな成果だと思うんですけれども、公立の小中学校で、国のお金を使って新しいタイプの公立の学校をつくる。それも地域学校協議会というのを法律的に設置いたしまして、そこで教員の人事や予算の使途、あるいは教育課程、教材の選定、クラス編成、そういうことを教育委員会ではなくて、地域学校協議会というものが自主的にやっていくという、こういう新しいタイプのコミュニティ・スクールというものが、法律を変えて、法整備をしてつくっていくということに、基本的に文科省も合意されました。実際、平成15年度中にはその法律が通るという形で我々は理解しております。

その前に、14年度、来年度でございますけれども、現在文科省がこのコミュニティー・スクールのモデル校、現行法下でのモデルスクールを実施するというので概算要求を出していらっしゃるって、恐らく14年度からそのモデルスクールを施行していく、そして15年中には検討し結論が出るということになると思います。これがコミュニティー・スクールの部分でございます。

次に15ページ、これはやはり小中学校の話で、日本には私学の小中学校というのが非常に少ないわけですが、それも参入を促進するという意味で、設置の基準の明確化ということと、設置認可の要件を緩和するという話でございますけれども、その中の一つで、15ページのイの部分で、私立学校審議会の在り方ということがございますけれども、これは各県にあります私立学校審議会というものが、既存の私立学校の方々がたくさん参加し

ていて、新しく私立学校をつくって参入するときに、その審議会での審議がある意味で障壁になっているという御指摘がありまして、その審議会の中の人々の在り方、構成あるいは構成員の分布とか、その運営について見直していくということを合意されました。

これは変な話なんですけれども、イのタイトルの部分で「私立学校審議会のあり方の見直し」ということになっておりますけれども、我々は最初は「審議会の構成員・運営の在り方」の見直しというふうにしていたんですけれども、表題だけは「構成員の運営」そのところを除いてくれという文科省の希望がありましたので、表題については抜きましたけれども、中の結論文では、構成員について見直すということを書いてございます。

16ページ、やはり小中学校なんですけれども、ウの上の方なんですけれども、「インターナショナルスクールの増設の促進」、これは日本はいろいろ国際している中で、インターナショナルスクールの在り方、これをもっとたくさんつくって、かつそこを出た人が、特に日本国民であっても、その後の進学において不利にならないものを考えましょうということなんですけれども、現在の文案を文科省と調整中でございますけれども、かなり文科省も前向きにやっていただいて、これもある意味で大きな成果になるのではないかと思いますけれども、現段階では修文が出せませんので、最終のところを見ていただくということになると思います。

もう一点、同じページでございますけれども、アの部分の「学校選択制度の導入推進」ということがございます。これは、前回もちょっとお話ししましたけれども、公立の小中学校を選ぶとき、保護者あるいは学生たちが自分で選べるということを、より明確にする。現在も、制度的にはできるように、選択した地域ではできることになっておりますけれども、法律的に非常に、あるいは法文的に関係法令が非常にわかりにくい形になっておりますので、これを一層整理して書き直していただくということになりました。

あとは17ページ、これもほとんど同じラインのことでございますけれども、現在入っている学校を変更する、学区内で変更するということでしょうか、就学校を変更する要件というのが、どういう条件を満たされれば変更していいかということが、非常にアドホックであいまいな形になっておりまして、それも基本的には関係法令を見直していただいて、書き直していただくということになりました。

大体そんなところでございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何か御質問等ございますか、よろしゅうございましょうか。

それでは、次の分野、環境でございます。生田主査からお願いいたします。

○生田委員 まず、前回海外に行っておりました、八田委員にやっていただきまして、ありがとうございました。大体、スムーズに御了解いただいたというふうに理解しております。したがって、今日はもう内容につきましては、ほとんど大きく変わるところはございません。内容的には、関係各省とはすり合わせまして、ほぼすべてに同意をもらっているということなのですが、どこが変わったかだけ簡単に触れてまいりますと、8ページの土壤環境保全対策というところで、土壤汚染の調査の対象となるのは、どういう場合かという場合、土地の広さの問題、売買のときかどうかという時点、そういったことを特定していたわけなのですが、もう少し広く問題が扱えるように文面を変えております。土壤汚染に関わる、さまざまな観点から幅広く検討するというふうな趣旨になっております。同じく、今度は9ページの5についてなのですが、汚染の原因者不明などという場合につきまして、前の文では汚染原因となり得る事業者というものを、一つの基金を出す対象の例示として書いてあったのですが、これを省きまして、明記しないで、今後検討していくことといたしまして、ただし基金や税制などの支援措置を検討するという、広い形に書き換えております。

同じく9ページの6につきましては、国の制度、それから既にある、あるいはこれからつくる地方の制度との整合性を図っていくようにということに触れております。

同じく9ページの7ですが、土地取引の促進等の観点からも、今後民事上のいろんな問題が出てくると思います。損害賠償等の紛争というようなことが出てくると思いますが、既存制度、公害等調整委員会による調停、こういった既存制度の活用も含めまして、その手段について検討するということを書き込んでおります。

項目が変わりまして、温室効果ガスの発生を削減するという項目に移ります。同じく9ページですが、括弧のところ、温室効果ガスの発生削減としての低公害車の開発、普及の位置づけというのを、これは今まで交通体系のグリーン化の中の括弧書きの中の例示にとどめていたのですが、その重要性にかんがみまして、この3から独立させまして、第6項ということで、低公害車を促進するということを特記することにいたしました。

その次は、9ページから10ページにまたがる4ですが、温室効果ガスの効率的、効果的な削減のためには、規制以外に排出権取引などの経済的手法や、自主的取組を組み合わせることが重要であるわけなのですが、経済的手法の例示としまして、税制ということだけ触れていたのですが、これも少し幅を広げまして、税と課徴金の2つを書き込むことにいたしております。これらの手法の具体的在り方の検討が必要であるというふうにしております。

最後に、10ページから11ページにまたがる、ガスパイプラインの建設促進なんですが、漁業権のところ少し深掘りして書いていたんですが、ここを調整できない場合には漁業権等に関わる客観性、透明性が確保されるように、陸上の場合と同様に拠って立つ国の基準があった方がいい、何か基準があった方がいいんだと、言わば当事者だけに任せておくと、なかなかまとまらないし、お金も高くつくということもありますから、何か国の基準があった方がいいということで、ただし実際にそのような場合が生じたときに、それを検討すべきであるというふうな記述に変えております。要するに、変更したのは「てにをは」が少し変わっていますが、内容的には前回同様でありまして、全般に通じて言えることは、非常に特定してものを言っていたところをできるだけ一般化して、選択のメニューを多様化したということと、国と地方の制度の整合性に触れたということと、低公害車を少しハイライトしたということとであります。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見・御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、都市再生分野でございます。八田さんからお願いいたします。

○八田委員 村山主査に代わりまして、御説明申し上げます。前回から変わったところを中心に話したいと思っております。

まず、3ページに、不動産市場の透明性の確保という項目がございますが、これ3つある項目の1つです。この中で大きく変わったのは、4ページにある借家制度のさらなる改善というところなんです。実は定期借家権が最近導入されましたが、まだまだ十分普及されていない。それでこれに例えば書面による説明義務というのがあったり、借主からの解約権の廃止について、その是非を含めて検討すると。だから、この書面の説明義務の廃止や、ほかの強行規定になっているものを検討してくれるということになりました。

既存の借家権については、正当事由というものがあるんですが、これが非常にあいまいな形であります。それで、正当事由に関する賃借人からの立退料の位置づけ、在り方について検討すべきだと、いざとなったらお金を払って立ち退いてもらうということ、正当事由の一つに加えてくれと言ったんですが、なかなかそうは今は断言できないけれども、その在り方について検討するというふうに法務省で合意ができました。

今度は6ページの都市に関わる各種制度の見直しということなんです。ここで、一番最初に挙げておりますのは、都市のグランドデザインの策定ということで、今まで都市計画のマスタープランというのがあったんですが、なかなかこれがぼんやりとしたもので、きちん

と守られないというような面もあったんで、これを実効性のあるものにしようということで、6ページに書いてありますように、高度利用すべきエリアと用途を複合化するエリアに分けようと、そして高度利用するところというのは高い容積率を認めると、地下鉄の駅だとか、そういう周辺に対して認める。

これは例示として、例えば2,000%などの高い容積率と書いておいたんですが、それはちょっと勘弁してほしいということで、高い容積率ということで、心持ちとしては、今よりもはるかに高度利用するべきところをつくる。それから、用途を複合化するべきエリアというのは、ほかのところで、今まで住居用とか商業用とかいうふうに特定されていたのを、都心ならばどちらでもよろしいと、複合的に使うというエリアをつくろうということです。

7ページの3項目について、都市計画の中で明確に位置づけようということをやっております。例えば、第1項目では道路とか緑地とか、そういうものの整備の目標年度をきちっと決めると。

2番目は、人口密度とか1人当たりの都市空間に関する数値について、目標値を決める。3番目は、ヒートアイランド現象ということを見ると、余り個々のマイクロのことをやっているだけではうまくいかないんで、例えば風の道というようなもの、湾、海から風が通るような都市計画、そういうことを配置するべく、そういう各目標をつくる、そういうことをランドデザインに入れるということになりました。

それから、都市計画については、民間から提案して、それで提案したものをちゃんと都市計画の中に尊重して受け入れていく、そういうシステムをつくるというのがこのイデコです。

次にウですが、このウは事前明示性の確保ということなんですが、再開発をする場合に、都市計画決定権者が容積率規制とか、斜線制限の緩和などについて、非常に大きな裁量権を持っていると。そうすると、再開発する側では、どこまで緩和されるのかよくわからない。したがって、この7ページの下から2行目ですが、運用に関する基準を客観的、それが明示的なものにすると、そういうことによって再開発が予測可能な基準でもってできるようにしようということでもあります。

8ページのオの性能規制化の推進というのは、建築基準法の集団規定というのがございます。例えば、容積率だとか斜線制限だとか、こういうものが今、仕様で規定されているわけですけれども、例えばこれは何%というふうに規定されているんですが、その理由をはっきりしてくださいと。この性能規定化ということは、要するに元来この目的でこうい

う規制をしているです。それで、この目的に沿っては、こういう仕様でなければなりませんと、その目的をはっきりさせてくださいということで、これについて柔軟にこういう性能規定化をやっていくというふうに合意ができました。

9 ページのキですが、違反建築物対策、この違反建築物というのは、できたら除却するしかないんですが、除却は年に2戸ぐらしか全国でないと、何もないときもある、ほとんど罰がないわけです。それで、賦課金などのような経済的インセンティブの効果を入れてくださいというふうに要求しましたら、そのような賦課金等の経済的なインセンティブ効果のある対策等について、幅広い観点から検討すべきであるというところまで受け入れてもらった。

9 ページのやや下の方の、第二種市街地再開発事業というのは、例えば木造密集住宅地に対して再開発する場合、これまでは用地買収をやっていく主体というのは、地方公共団体か公団だったんですが、ここに一定の要件を備えた民間主体も入っていけると、そういう仕組みに今度することになりました。することになりましたというか、検討することになりました。

今度は11ページにお移りいただきたいんですが、この最大のペンディングの箇所がございまして、それは11ページのイでして、これ土地収用法の見直しです。当委員会としては、土地収用法が、特に都市計画道路がいつまでたってもできないと、それで収用されないという事態は非常に望ましくないと考えていて、ある一定期限を切って、例えば最大限10年という期限を切って、そしてその中でできなかつたらば、何らかのペナルティーがその市町村に対して与えられるというような仕組みを考えたいと思って期限を切ると、だらだら延ばすということはないという仕組みにしようと思っております、それで少なくとも一定期間内にできない場合には、説明責任を要求するというところまでは、国土交通省と合意しております。

ところが、説明してもらって、それが満足できる説明でない場合にどうするかというときに、こちらは主要件の執行措置を課すと書いてあるんですが、もっと緩めまして、主要件の執行措置を含むような措置を検討すべきであるというふうに要求しております、今、向こうでそのような修文で検討していただいているという状況です。

最後ここでの大きなところは、工場等制限法の在り方についての抜本の見直しで、これ廃止を含め抜本的に見直す、これは廃止を含めるということになりました。

第3項は、マンション建て替え等の円滑化で、これは1つだけ申し上げますが、12ページの一番上にあるような、区分所有法という、今のマンションを建て替えるときの要件が、

基本的には元のままのものを建て替えるというような制限があつて、それで非常に建て替えにくい、というのは30年前、40年前の当時に建て替えたいという人はだれもいない。それで、大幅な床の増加だとか、それから商業用だとか業務用にも使えるようにしたいというような、フレキシビリティを望む方が多いので、5分の4の合意があれば、これはもう建て替えられるということにしようということで、これは平成14年秋までに改正法案を作成するということになりました。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御質問等ございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、重点6分野が終わりました、その他分野に入りたいと思います。まず、競争政策、法務、金融、この3分野につきまして、神田主査から一括して御説明をいただきたいと思います。

○神田委員 それでは、一括で御説明させていただきます。6分野以外ということで、前回申し上げましたように出遅れておりますので、今年、現時点においてまだ調整がついていないところ等がございます。前回からの変更点を中心に申し上げたいと思います。

競争分野につきましては、2ページ目にフランチャイズ・システムについて制度整備というのを追加しておりますが、これは前回申しましたように、流通分野の方で御検討いただいた結果をこちらにもいただいているという追加であります。現在はこの部分はございませんでした。

あとは大体前回と同じであるんですけども、4ページを開けていただきますと、公共工事等における一般競争入札の拡大等というところで、まだアの部分がペンディングということで、文案をお出しできる状況になっておりません。昨日も夜ヒアリングが行われましたけれども、まだ残念ながら、考え方は大体近寄ってきているんですけども、最後の文書をお示しできるような状況に至っておりません。

考え方としましては、一般競争入札方式というのを拡大していくということが一つありまして、下の方は、これは地方公共団体ですけども、指名競争入札方式の場合の最低制限価格制度を見直していくということでもあります。

あと前回お示ししたものと、その次の5ページ辺りは若干文章が変わっておりますけれども、趣旨はそんなに変わっておりませんので、これは担当省庁とのヒアリング等を通じて、文案が固まってきたということでございます。

なお、ペンディングの部分以外も含めて、まだ文案は最終的に確定はしておりませんので、そういう意味では公共工事の部分は現時点での文案を折衝中ということでございます。

次に法務分野について御説明させていただきます。法務分野につきましても、残念ながら、まだ担当省庁とは、すり合っていないところが何か所かございます。

この分野の司法制度改革の推進につきましては、一番大きくすり合っておりませんのは、2ページ目の「イ 隣接法律専門職種の活用等」ということでございます。これは、若干御説明した方がいいと思いますので御説明させていただきます。

ここでは、前の規制改革委員会の第2次見解というのがございまして、それは今年の3か年計画でも載っているんですけども、その後、司法制度改革審議会の報告書が出まして、今後は司法制度改革に進むという状況にあるわけでありまして。

具体的には、先方は、この弁理士の部分について括弧書きを付けて、その括弧書きは弁護士と一緒にのみ訴訟代理権があるということを主張しておりまして、こちらは括弧書きは取るということを主張しておりまして、昨日も折衝ヒアリングを行いましたけれども、依然として司法制度改革推進準備室及び法務省との間で意見は真向から対立しております。こうなりました経緯は、前回ちょっと一般的なお話として申し上げたかともしれませんけれども、規制改革委員会の第2次見解のときは、担当は鈴木委員が主査として担当して御苦労されたわけですけども、そういう意味で、今日においても鈴木委員にもヒアリングにはお付き合いいただいておりますわけですけども、この隣接職種の活用というものについては、当時の規制改革委員会の考え方は、無条件であり、単独で訴訟代理ができるという考え方だったわけでありまして。

ところが、今年の6月にまとめられました司法制度改革審議会の最終意見書と言うんでしょうか、報告書におきましては、能力担保措置を講じる。無条件ではないということと、第2に、弁理士の場合について言うと、単独ではなくて弁護士と一緒に出て行って訴訟代理というのならよろしいと、こういう意見になったわけでございます。

司法制度改革審議会の意見書も最大限尊重という閣議決定を得ておりまして、前身になりました規制改革委員会の第2次見解も最大限尊重という閣議決定を得て、3か年計画に何と書いてあるかと申しますと、規制改革委員会の第2次見解及び、当時はまだ結論は出ておりませんでした司法制度改革審議会の最終意見等を踏まえ、政府としてこういう隣接法律専門職種の活用をすると、こう書いてあるわけでありまして、簡単に申しますと、前身の規制改革委員会以来の考え方を私どもと言うか、今回の法務を担当しております私としてもその点を引き継いでおるつもりですけども、無条件という方については、若干譲歩しておりまして、そこの文章で申しますと、能力担保措置を講じるということはあるかな。ただし、これを過重に課すことで参入障壁となつては困るという文案で若干

譲歩しているんですけども、共同でというところにつきましては、従来からの経緯が余りに違うということで、実は、折衝の相手が出て来られる方は、当時はおられなかったがその後人事異動で変わっておられますので、司法制度改革審議会の報告書の線をそのまま主張しておられますので、真向から対立したままだという状況でございます。

後は、大体いいですけども、あともう一つ法務省との関係でまだ先方から返事が来ないというのが、最後の「私法上の事業組織形態の検討」ということで、日本でもアメリカにおけるリミテッド・パートナーシップみたいなものに当たる事業組織形態が一般的にあっているのではないかと。現在、ベンチャーキャピタル用には、特別法があるんですけども、そういうものでありまして、まだ返事をもらっていないという意味においては、まだ確定しておりません。

大体以上が法務でございます。

金融分野ですけども、金融分野は大体確定しておりますけれども、前回口頭で追加させていただきますというふうに申し上げたものが2ページ目の「(2)証券決済制度改革」というものでございます。先回はちょっとこれは落ちていたんですけども、口頭で追加させていただきました。

あと担当省庁との折衝を経まして、大体文章も確定しております。一、二まだ文章とか、中身も表現のところで不安定なところがございますけれども、大体前回項目は申し上げましたので、1か所だけ申し上げますと、7ページから8ページに掛けて非常に長い文章がありまして、これは文章もちよっと長いんですけども、中身の書き方ももう少し整理した方がいいということで、まだ現在折衝中でございます。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。ただいまの3分野につきまして、よろしゅうございましょうか。

それでは、次に農林水産業、流通分野の2分野につきまして八代主査からお願いします。

○八代委員 農業については、非常に事務局の御努力によって、一応こちらの趣旨が入ったもので合意いたしました。

「問題意識」というのは、基本的に前と同じで、「具体的施策」というところの前半部分は法律をそのまま書いているわけで、ポイントは「以上のような要件等が」という以下であります。ここで言う、こっちが言いたかった当初から農地を保有していない株式会社が農業生産法人になることを事実上困難なものとしているところをとりあえず考えられるというような形で残しております。

最後に株式会社による農業生産法人への出資制限を始めとする、現行制度や実態について、これを改善するという事を速やかに検証を図りという形で、本当は速やかに処置を講じて欲しいというふうに書いたんですが、そこは責任を持ってないということで、検証の方に何とか速やかというのを入れてもらうというような形で妥協しております。

そういう意味では、農林水産業の問題について、一応これで橋頭堡ができて、来年以降もう少し本丸に検討したいと思います。

流通については、これは2つのポイントで、第1は「ア．フランチャイズ・システムに関する制度整備」ということで、趣旨は前回申し上げましたので、2枚目を見ていただきたいと思いますが、真ん中の3行目なんですけれども、フランチャイズ契約の「当該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実態把握を行うとともに」と言っておりますが、なぜこういう費用対効果なんていうことが突然出てきたかと言うと、フランチャイズ契約に関する現行法の変え方が、どちらかと言うと弱者保護、つまり本部にいいめられているフランチャイジーの救済ということを中心として考えているわけなんですけど、当方はそういう弱者保護の観点だけではなくて、これは中小企業法自体が方向転換したわけで、もっと産業活性化という観点から考えるべきではないだろうか。

つまり、そういう情報公開等、あるいはこういう法律がもっと幅広く、小売分野以外にも広がることによって、こういうフランチャイズ・システムがもっと拡大すれば、それは本部にとってもメリットがあるし、利用者にとっても利便性が高まるんじゃないか。そういうようなビジネスモデルに着目したような規制の在り方に変えていくべきではないかということをおっしゃって、経済産業省の方は、そこまではっきり書けないということで、そういう趣旨を踏まえたような形で、こういう書き方をしております。

それでどうするかということなんですけど、結果的には、最後のパラでありますけれども、上記の現行法制上のルールに加え、契約締結時の情報開示を含めた制度の在り方について早急に検討するべきであるという形で、何とか検討していただくということの確約を取ったわけでありまして。

もう一つの大店舗法の方でありますけど、これは一番最後の文章だけでありまして、要するに、これは放って置くと平成17年に見直すということがあるわけなんですけど、こちらとしては、是非それをもっと前倒しして見直して欲しいと。ただ、それについては、そういう期限を明確に切るということは、経済産業の方ではできないという対立があったわけなんですけど、結果的に妥協としては、平成16年度中を目途とする。つまりこれは、本来は平成17年ですが、ここで1年前倒しということをお示ししているわけなんですけど、その見直し

に向けた調査等を早急に行うべきであるという形で、16年度中に見直すべきであるとは、残念ながら書けなかったんですが、実質的に同じ趣旨でありまして、16年という具体的な数字をここに書き込むことができたという形では、一つの成果ではないかと思えます。そういう形で農水省、経済産業省、両省とも調整は終了しております。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。何かございますでしょうか。

それでは、よろしければ次に参ります。

次にエネルギー、運輸分野につきまして、運輸につきましては、いろいろ調整が多くて、やって今文案がお手元に配られたということでありまして、この2分野を一括して鈴木主査にお願いいたします。

○鈴木委員 電力につきましては、これは前回も申し上げましたけれども、いわゆる小売の自由化というものを完全自由化ということで、つまり2万ボルトの超高圧というのが、現在やられて、それが約3分の1のものですけれども、ほとんどまだ参入は行われていないという状況にあります。それを次に7,500ボルト、高圧と言われております。そして、更に低圧200ボルトと、こういう3段階で電力の配給、ディストリビューションが行われるわけですが、どこまでいくのかという問題に対してがポイントであって、自由化範囲というものは完全にすべてだと、つまり低圧に至るまでだという基本方針を明確にしておかないと、投資をする人たちというのは、一体どこまでやってくれるのかよくわからないということで、新たな投資というものの見定めようがないという問題がございますから、それをポイントとしております。

勿論、ある経時的な措置で今度は7,500ボルトの高圧に移って、更に200ボルトにいくということがあるのを、これを全然否定するわけではない。しかし、その200ボルトに分けるんだとしたら、200ボルトにするのはいつだということをはっきりさせないと、グランドデザイン自体ができないわけですから、そういうところにポイントを置いております。更に今までの電力のやり方で、いわゆる九電力に、結局電線、架線なんか貸してもらうわけですが、九電力主導型のままでやっておりますは、これはN T Tの初期のとき、あるいは現在もそうなんですけれども、同じ競争者のものを自分のものと思っておる、送電線を使ってディストリビューションするというときには、これはやはり九電力の立場になると嫌でしょうね。嫌だから、要するに参入に対して邪魔をすると、あるいはいじわるをするという、この現象がN T Tのときと同じように現に起こっておって、それは昨年度指摘したわけなんですけれども、そういうようなシステムでは全面自由化というのは機能

しません。しませんから、したがってこのところを、いわゆる中立的な機関というものを設けて、諸外国はそういうことをやっておるわけです。そこの機関において定めたルールによって系統運営という言葉で言うておりますけれども、そのルールに従ってやってもらうということによって、九電力と新規参入者とが全く同一のルール上でやるというところ、これがポイントでございまして、そういう点を中心として、その他送配電線の建設というのは、これまで経時的に申しますと、発電の自由化というものは認める代わりに、送電線の独占は与えておくよというのが、今までの関係であったわけですが、そうすると道1つ隔てても電線がまたぐというと、電力会社に頼まなければいけないという極めて不合理なことになるわけです。

ですから、こういうような送電線の建設に対して新規参入者、その他についても開放して、いわゆる電力の送電線の独占という最後に残っておるものは、これは排除しよう、そんなようなこと。

送電部門と他の部門という、つまり送電と発電、その情報遮断ということは、これはNTTの場合は全く同じであるわけなんですけれども、しませんと、要するに送電するのは基本的には九電力ということになるわけですから、その情報が完全に遮断されていないとアンフェアな取り引きがされるということになるわけです。

これの徹底した形というのは、発送電分離であるわけでありまして、それをやるのが1つの解であります。

したがって、それも発送電分離というものも当然含めた形で、どうやって中立公正、透明性の高いイコールフットイングの状況をつくるのかというのが、これがキーポイントでありまして、そんなことで、送配電線と発電との間において、発電者と送電者というものが、どうやったらイコールフットイングになれるシステムがつくれるかというのに、これがポイントであって、これは相当どころから、当業界の人たちにとってみたら、革命的な案をつくったつもりでありまして、現に革命的だから、どうやら電力業界は大騒ぎをしておるようでありまして、したがって、革命的であるだけに、エネ庁からは大変激しい反論が出てまいりまして、言ってみたら全面カットみたいなことを言うてきておるわけですが、私も昨日も夜中の12時ぐらいまでやり合っておりまして、よく寝ていないんですけれども、今日もまたこれから帰ってやりますけれども、やはり物事がきちっとスタートしたときに、そのときにきちっとしたシステムをつくらないとだめということで、本質的なものについては、どうしても理解してもらって、そして電力の小売の自由化というものの単なる言葉、標語だけに終わらせないということに何としてもこぎつけたいと

いう覚悟でありますけれども、これは相手のあることですので、今夜の格闘ということで申し上げておきます。

ガスについても、かなり思い切ったことが書いてありますが、これも同じような状況がありますが、そういう意味合いで当然のことながらと言わざるを得ませんが、現在は合意には至っておりません。合意する努力は十分いたします。

以上がエネルギーです。

それから、運輸について別にあれしているわけではないんですけれども、どうもペーパーのつくり方が遅いというふうにおしかりを受けるならば、そのとおりでございまして申し訳ありません。

トラックについては、これは長らく問題であった府県単位から始まってリージョナルな営業区域のものを全国一本にするという方向というものを確立することにいたしております。乖離トラックというものの利用というのが、これが物流の効率化にとって一番大切なことだというのは、当たり前なことなんですけれども、要するにタクシーでもあるように片足主義と言って営業区域の外で営業やったらいかぬという規制があるわけなんですけれども、それを全国一本にするということは、もう営業区域がないということでもありますから、その意味で合意を得ております。

タクシー事業につきましては、新しい需給調整緊急措置というものが行われるわけなんですけれども、これはちょっとやらせてみないとわからないけれども、それをやらせてみて、しかし、どんな程度にそれが発動されるかというのによっては、基準自体を不断に見直す。要するに、今、前5年から比べて10%下がると言うと、イエローカードが出て、15%その次の年が下がると緊急調整措置をするというのにしたわけなんですけれども、それを不断に見直せという問題と、それから運賃については、要するに上限運賃規制だよということも需給調整規制をとったときからの原則だったわけなんですけれども、それを徹底しておきませんと、今、660円から580円の間は、これはフリーゾーンみたいなもので、要するにほとんどチェックせずにフリーパスさせると言っていますけれども、その下はということになると、どうも運輸省の頭の中には規制がしたいなという気持ちがあるわけですから、この願望はどうしてもきっちり絶っておかなければいけないということで、それも合意に至っております。

内航海運暫定措置事業、これはちょっと空欄にしてありますけれども、文言の問題でありまして、これは文言調整がまだ済んでいないということでもあります。

しかし、これは前回も申し上げましたけれども、注意を要する、要するに多額の借金を

抱える危険性のある問題だというので考えておりますが、既得権益というものを処理するときというのは、いろいろ複雑な副次効果を出してくるものであるということをつくづく私も痛感して、既得権益法の手法はイージーに取っかかぬということを悟らせられる話だというふうに思っていますが、そういうことでございます。

港湾は、怖がっておられるわけです。もともとやるというのは当たり前のことなんですけれども、怖がっておられるというので、何とか先送りということですが、しかし、15年中に結論を出して実施するというので、全国港湾に広げるということで決着しております。

高速道路は、実は、警察とは私は何回もやり合ったことがあるけれども、あそこは自分の主張だけで、絶対にだめですと大声を出してくるところでして、とにかく議論のないところであることはよく承知していますが、今日もまた絶対にだめですと言って一步も引かないと言うから、さっき怒鳴って出て来たところなんでございますけれども、この取り扱いをどうするのかというのは、もう少し考えさせていただきたいと思っております。

それから、さっき石原大臣がおっしゃられた港湾における輸出入ワンストップサービスの加速化というのは、先般こういう原案を出しておるわけですが、これもまだもう少し調整を要する問題であります。基本的なことは運用に当たってコストが低くて、手続が簡素で使いやすいということに尽きるわけでありまして、ではそれは何だということになるわけですが、その具体的な問題については、これは、まず第1番目は、電子的手法によるというのを原則とするというのは当然な話なんです。だからこそそういうことをやっておるという問題です。

第2番目は、要するにある一部のシステムというのは、専用線だけにしか認めていないというので、インターネットの利用というものを認めていないというシステムがある。これは関係する省庁が6つだけでも7部門あるという複雑な関係で、それぞれがいろいろなシステムをつくっておりますけれども、要するにあるところにおいては専用線だけでないと言うとだめだと、インターネットはだめだと、こういうふうにやっておりますけれども、量的に多いところがあるならば、それは専用線でいいでしょうけれども、それほど多くない場合のときには専用線を借りるということはナンセンスですから、専用線だけではないというふうに言うのが、これが必要な問題であろうかというふうに思います。

更にもう一つは、これはちょっと驚いたことですが、電子的申請をすると手数料を取ると言うんです。紙で出すと手数料を取らないという話で、これは何を考えておるか、と、摩訶不思議な問題があつて、それには根っこがあるということもわかっております。

けれども、こんなようなところが極めておかしい話であって、そういうようなところを具体的には解決していくということを意味して簡素なシステムにするべきだということをおっしゃると、書き込みたいところですけども、もう既にこれは投げちゃっておりますから、今、文字としてはそこまで時間的余裕はございませんけれども、そういうことだということをおっしゃるのをこの場で明言させていただいて進めていくことを期待したいと思っております。以上であります。

○宮内議長 ありがとうございます。どうぞ生田さん。

○生田委員 昨日の夜帰ってきたばかりで読んでもいなくて、日ごろもコントリビュートしてなくて申し訳ないんですが、エネルギー関係で参考になるかならないか、参考意見だけちょっと言わせていただきます。

今、鈴木さんが大革命をやっておられて御苦労が多いなと思って聞いていたんですが、私の会社の仕事が割合エネルギー産業が裏側から見える産業なので、彼からが何をやっていらっしゃるのかよくわかるんですけども、ずっと聞きながら大抵抗を受けているという話を聞いて、受けるだろうなと思いながら聞いていました。

その理由の1つは、小売の自由化ができてからまだ1年半で、今自由化が一般化してくる真っ最中ですね。それだけでも電気業界から見れば大革命が始まったばかりで、今の混乱をどううまくこなしていくかというプロセスの1年半のところだから、そこでまた付加的に何かくるのかというのは、多分これは抵抗を受けるだろうなという感じがいたしました。最初の計画は3年だったかと思えますから、その辺のタイムテーブルとどういうふうな整合性を持っていくのか、この問題意識を見ましてもまさにそのとおりという気はいたしますので、よほどうまく納得を取っていかないと多少混乱ぎみなのかなという感じが1つです。

もう一つは電気事業連盟が10月ですか、11月ですか、自主的な委員会を立ち上げていますね。委員長が慶応の鳥居学事顧問で、各界の専門家と言いますか、最高権威の方25人ぐらい集めて自由化の問題、電気産業の今後の経営の問題、環境対策と毎月1回自分らでやろうということで、今始まってまだ数か月だと思うんですが、どういうふうな文面になるのか知らないけれども、そういう自主的にやっているやつはエンカレッジする格好で対応した方がいいのではないのかな。

例えば、私のやっている環境問題のCO₂対策で何なら京都議定書の問題も考えながら産業、あるいは企業に割り振って一つの協定をつくってと、だけどそれをよく考えてみたら経団連が実施行動計画を持っているから、それを取り込んじゃって、それを協定書にし

て、それを国家がモニターするなんていう案も途中では考えたんですけども、せっかく経団連が実執行動計画を持って一生懸命やっているわけだから、逆にそれをエンカレッジして、是非もっと厳しく促進してやってくれと、それを国家ではなくて第三者機関がモニターさせてもらうよというふうな方向に少し軌道修正したんですが、そんなような考え方もあり得るのではないのかなという気がしまして、やはり民にできることは民に任せて、同じ発想で民自身がやろうとしていることは民を立てるというふうな配慮もどこかににじみ出た方がいいのかなというふうな感じで話を聞いておりましたので、御参考までに申し上げておきたいと思います。

とにかく、電力が一番不安なのは安定供給の問題だろうと思うので、その辺との混乱が出る意味にならないと思いますけれども、御配慮になっていらっしゃると思うんですけども、ちょっと参考までに申し上げておきます。

○鈴木委員 どうもありがとうございます。その点は、十分に心得ておるつもりでございます。

ただ、始まったばかりと言いますけれども、それはそうなんですけれども、この経緯は長々と申しませんが、始めてから3年経った後に3年間の成果というものを検証して、そして次なるステップというものを明示してある。全面自由化、あるいは部分自由化、あるいはプール市場の創設というふうに明示してある。それをやるというのがある妥協からやむを得ず九十何年でしたかやったわけなんですけれども、3年経ってから検証を始めていつ始めるのという議論があるわけですし、その議論は去年やりました。そして、3年後には次のステップというものに移るようにしようということに去年軌道修正してムーブアップしたというのが去年の話でありますから、3年後には実施されるというのが今既に既定の路線であり、閣議決定もされておる問題なんです。

したがって、早過ぎるではないかという御懸念に対しては、決してそれはむちゃなことを言っているんではありません。早くやるのはもう決まっておる問題ですということを生田委員には御理解いただきたいというふうに思います。それが、第1点です。

それから、自主的な計画、私も前の小売の自由化をスタートするときには、電気事業審議会に行ってハッパを掛けてきたことがありますけれども、民間のいろいろなおっしゃるけれども、これは事業者の集まりなんです。勿論、ここの八田先生は有力なメンバーとして中立的な学者も何人も入っておられますけれども、基本的に審議会というのは、事業者が少なくとも先回のときには中心となってやられておるところで、要するに自分のところの改革を事業者が入っているのはいいけれども、事業者が中心となってやるというのは、

そんなもので改革ができるわけがないわけですね。ということを考えたら、要するに事業者に対してある一定の指針というものをきちっと与えておくということをしめせんと、事業者の論理になってしまうと、こういう問題がありますから、そこは私どものようなこういう中立の委員会というものが、もともと規制改革委員会から起こって小売の自由化というのがスタートしたという経過を持っておりますから、十分に最後まで見取る責任は私はあるというふうに考えておりますので、もとよりいろいろ改革に伴う苦労が幾つかあるということは十分承知しておりますけれども、しかし着実にそのステップを進めていきませんと、要するに独占状態というのは、何ら変わらない。

国際的に見ると、1.2倍だとか何とか言っているけれども、それは事実ではないので、要するに日本の電力は2倍ないし5倍というのが正しいんです。というこの体質というのは直りません。ということでもありますから、その視点で私は見ておりますということを御返事させていただきたいと思っております。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。清家さんよろしゅうございませうか。

それでは、清家さんが御担当いただいております、人材の部分と基準認証と、これを一括してお願いいたします。

○清家委員 ちょっと学校で会議がございまして遅れてまいりまして、申し訳ございませんでした。

まず、人材分野についてですけれども、これは前回からの変更点を中心にお話ししたいと思います。

内容は、大きく3つぐらいの部分に分かれておりまして、1つが円滑な労働移動を可能にするための規制改革、これがページで言いますと2ページから6ページぐらいのところまでになっております。具体的には、能力開発プログラムの問題、それから職業紹介、労働者の募集、あるいは募集・採用における年齢制限等の緩和、差別撤廃の問題に関わるところでございます。

2つ目が、就労形態の多様化を可能にする。あるいは、個人の選択肢を広げるための規制改革でございまして、これが6ページ目から9ページ目ぐらいのところに書かれてございます。内容的には、労働者派遣事業、有期雇用契約、あるいは裁量労働制等についての規制改革の問題でございまして。

更に3つ目が、これが9ページから書かれてございますけれども、新しい、特にプロフェッショナルと言われるような労働者像に応じた制度改革の問題で、1つは労働基準法等の法規制の中で、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションを設けるべきではないかと

か、あるいは解雇ルールの明示化といったような問題。

それから、新しい労働者像に対応した、社会保険制度の在り方についての指摘でございます。今回は、中間とりまとめからどのぐらい前進したかということを中心に、少しお話しをさせていただきたいと思っております。

まず、中間とりまとめの内容をすべて取り上げた上で、なおかつ可能な限り詳しく述べた部分は、1つは5ページ目から6ページ目のところで、募集・採用における年齢制限の緩和や差別の撤廃を、より強く推進していく方向に文書を書き直してございます。

6ページ目の下から6行目ぐらいのところから、労働者派遣事業の問題が出ておりますけれども、これについては労働者の対象業務や派遣期間の制限を、基本的には原則撤廃していくという方向性を打ち出しているところであります。

ちょっとページが戻りますけれども、4ページ目のところで、無料の職業紹介について、特に地方公共団体等が行う無料職業紹介が、もっと円滑にできるような形での規制改革について述べております。特にこの4ページ目の(ウ)の「また」以下のところであります。もう一つは、またちょっとページが先に行きますけれども、7ページの一番おしまいから8ページに掛けてでございますが、いわゆる紹介予定派遣を円滑化するための規制改革、このところをより詳しく書き込んでございます。

もう一つのポイントは、中間とりまとめから更に後に、関係団体等からのヒアリング等を踏まえて、新たに追加した項目でございます。これは、まず第1は、4ページ目の(エ)ところが、職業紹介において許可・届出が不要の付帯業務の定義を明確化したところでございます。これは新たに付け加えた部分でございます。

次のページをめくっていただきまして、5ページ目の(キ)というのがございますが、「国外にわたる職業紹介に係る規制緩和」ということで、これは国外にわたる職業紹介について、相手国の慣例法令等を日本語に訳して提出しなければいけないというような部分があったわけですが、これを簡素化すべきであるという部分を加えております。

8ページ目のところでございますけれども、そこの(エ)の(c)というところで、「派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類の電子化」ということで、これは労働者派遣における、派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類を、電子媒体による通知も可能にすることを検討すべきであるということを書き込んでございます。

更に、3つ目のポイントとしまして、3か年計画に既に盛り込まれていた内容について、その後の進展を踏まえて記述した部分がございます。1つが、5ページのところの有料職業紹介の紹介責任者に関わる規制緩和の問題でございまして、有料職業紹介において職業

紹介責任者を設置する要件が定められているわけですが、この要件を簡素化していく、あるいはその責任者が受講しなければいけないと定められている、講習制度等について、その内容を見直す。あるいは責任者の人事異動の都度、必要とされる変更手続等を簡素化するといったようなことを新たに記述してございます。

同じく、この5ページのところで、労働者募集に関わる委託募集の許可制の在り方の検討という部分がございます。委託募集の許可については、平成11年に改正された後、この状況を見てから改正するという事になっているわけですが、その在り方について早急に検討してほしいと、前倒して検討を始めてほしいということでございます。

もう一つは、ちょっとページが飛びますけれども、9ページ目のところで、いわゆる裁量労働制の中で、裁量労働制は専門業務型と企画業務型に分かれているわけですが、特に専門業務型の裁量労働制について、その対象範囲を拡大するという事がございます。大きく分けると、この中間とりまとめからの前身の内容が、中間とりまとめの内容を更に細かくした部分、それからその後の関係団体等からヒアリング等を踏まえて、新たに項目を追加した部分。それから、3か年計画で既に盛り込まれる部分について、その後の進展を踏まえて、更に検討の前倒し等をお願いしている部分であります。

なお、前回石原大臣がちょっとお触れになりました、坂口大臣に対して職業紹介手数料の規制緩和のスピードアップを直接要請していただいた件については、この3ページから4ページに掛けてはですが、例えば3ページの大きなイの(ア)の途中に、「求職者からの手数料徴収をILO第181号条約と職業安定法に定める例外の範囲内(求職者の利益となる場合には例外を認める)において可能なかぎり認める方向で、年明け早々に省令改正を行うべきである」と、実はこれはもともと中間とりまとめでは、平成13年度中に措置、速やかに実施という約束をしていたわけですが、文中に更にその中で、13年度中でもなお、年明け早々に省令改正を行っていただくという形の言質を得ることができました。

以上の内容については、実は今日のお昼ぐらまで、関係省庁、主として厚生労働省と交渉をした結果がすべて盛り込まれておりまして、考え方が若干異なる点については、なお数か所文言を調整する可能性がございますけれども、基本的にはもうこの内容でほぼ合意がなっているということでございます。

基準認証分野については、基本的な問題意識は、事前規制から事後規制への転換を図るということで、これまでいろいろ寄せられている意見・要望等を踏まえた検討を行ってきております。

具体的には、前回お話ししました2点、通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣

言制度の導入と、電気用品の安全法に関する規制の見直しでございます。前回、これについてはもう御説明いたしましたので、前回の会議からの変更点についてお話し申し上げますと、問題意識は勿論同じなんです、まず第1点の通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入については、これは基本的に担当の総務省の方から特段異論が出てきておりませんので、前回どおり変更なしで、基本的には電話機等の通信端末、PHS等の特定無線設備の基準認証については、事業者自らが基準適合確認を実施する制度を導入すると、これは平成14年度中に結論を得ていただくということで合意を得ております。これができれば、これまでよりもこの電子通信機器の迅速かつ低コストでの市場投入が可能になるということが期待されているわけでありまして。

2つ目の電気用品の安全法に関わる規制の見直しについては、前回御報告した後、何度か担当の経済産業省と折衝を重ねてまいりまして、前回案では届出自体の見直しにも言及していたわけでございますけれども、これは経済産業省の方から事業者への立入検査等を行う上では、一定の情報が必要であるということを強く主張されましたので、その点を配慮して、型式区分の内容を見直すという形にすることにいたしました。

また、技術基準の国際整合性については、現行基準の見直し時期を平成13年度中としておりましたけれども、それを目指して努力するものの、改定の手続の中で海外から意見が出るなどにより、遅れる可能性も否定できないというような意見が出てまいりましたので、平成13年度中に是非してもらいたいですけれども、記述としては平成13年度中を目途とするという形に変えさせていただきました。

以上でございます。

○宮内議長 ありがとうございます。御意見・御質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○八田委員 6ページの募集・採用においては、人種・信条・社会的身分を、流通、差別禁止の法制化を検討することが必要であるというんですが、例えば宗教団体が経営している学校、例えば仏教の学校で、従業員を仏教徒に限るというふうなことを言っても、それはいいのではないかと思うんです。それで、問題は国から金をもらっているときに、その条件としてそういう差別をしてはいかぬというのは、普通アメリカの連邦の法律の基準だと思うんです。例えば、プライベートなクラブで、黒人が入ってきては困るということと言っても、それは全然構わぬと、しかしそこが連邦から何らかの形で補助金をもらっていたら、そういうことは絶対にだめだと、私はちょっと過剰な、普通の民間の団体に対してこれを言うのは過剰な規制のような気がして、やはり補助金ということと結び付く必要が

あるのではないかというふうに思うんですけども。

○清家委員 この点については、八田委員が言われるように、アメリカの場合ですと補助金をもらっている、あるいは連邦政府とのコントラクトを結ぶ際に、そのような差別があると排除されるというルールになっているわけでございます。ここの記述は、少し内情を申しますと、性だとか年齢についての差別については、強くここで言っているわけですけども、その中でそのほかの差別についてもいいのかという議論が出てくる可能性がありますので、一般的にこのようなことについても触れているということですが、勿論すべて人種・信条・社会的身分等についての差別、特に雇用上の差別がいけないということではなくて、今おっしゃったような、例えば宗教団体がその宗教の信者を限定的に雇用するか、そういうことについては排除するものではないという理解でございます。

○坂政策統括官 今の人材のところの3ページの1番下のところの、インターンシップ紹介というのが書いてありますけれども、これは余り見たことがないような気がするんですけども、これはどういう。

○清家委員 これは、たしか前回御説明したかと思えますけれども、これは実は新しく厚生労働省の方から、このような要望が業界から出てきていて、この人材紹介のところ、こちらの責任で入れていただいて結構ですというふうに出てきたものですから、それをここに入れたということです。

これは、要するに、紹介予定派遣みたいな形なんですけれども、従来このインターンシップによる職業紹介のところ、必ずしもどういう規制になるのかというのがはっきりしていなかったらしくて、もうちょっと内情を言えば、業界の方がどうに規制されるのか心配になったので、厚生労働省の方にどのような形で規制されるのか決めてほしいというような要望が出たそうなんです。それについて、ついでなのでここのところに入れてもらえればということでしたので、それだったら勿論喜んで入れましょうという形で入れたということです。ですから、これはもうそのまま厚生労働省の方でこのようにやっただくということになっている部分です。

○坂政策統括官 言わば、ルールがはっきりしたということですか。

○清家委員 そうということですね。

○宮内議長 よろしゅうございませうか、それでは最後でございますか、事務局で一括して作業を行っている手続の簡素化等につきまして、事務局の方から御説明いただきます。

○吉原室長 お手元の資料、9と書いてある資料でございます。手続簡素化等ということで、これは前回簡単に申し上げましたけれども、各業界団体等から出てきました要望の、

たくさんあります中から、手続簡素化に関するものを絞りまして、それもあるべく早めに実施できるものということで、各関係省庁と交渉を進めてまいりまして、その結果、今ごらんいただいているような、3枚紙になっておりますけれども、項目についてほぼ合意が得られております。このほかに1、2交渉中のものもございますので、多少追加があるかもしれませんが、大体これが最終的な姿に近いものというふうにごらんいただければと思います。

以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、全体につきまして、何かコメント・御意見・御質問等がございましたら。もし、ございませんようでしたら、以上をもちまして各論部分の御説明を終わらせていただきまして、まだ少ない日程でございますけれども、ただいまの御説明のように、最後の詰めをお願いしている部分がございます。これが、ここ数日の間に決まるわけでございますので、それをまた皆さんに御披露し議論していただくということは、なかなか難しいわけでございますので、そういうものにつきまして残されました文案の修正につきましては、基本的に主査に御尽力いただきまして、あと議長代理と私とで御一任いただくという形で次回までにまとめないといけないということでございます。その点、御了承賜りたいと思います。よろしゅうございましょうか。

その内容につきましては、次回の会議で、その結果を勿論御確認いただくということにさせていただきます。

それでは、次回以降の日程等について御説明いたします。

○吉原室長 1枚紙で、総合規制改革スケジュール案ということで、次回の会議の日程、これは既に事務的には御案内差し上げていると思っておりますけれども、12月7日金曜日4時からということで予定をさせていただいております。議題といたしましては、案文の最終確認、それから答申案の決定ということでお願いしたいと思っております。

その関係で、例えば与党への御説明ですとか、そういうことを考えますと、今、残っております案文等につきましては、3日の夕方までに各主査の方で担当省庁との交渉を終えていただいて、3日の夕方には中身としては固まったものができる、それは一応「てにをは」ですとか、フォントがどうしたとか、そういうものをそろえまして、整備する必要があるわけでございますけれども、3日の夕方作業の方は是非お願いしたいと思っております。

7日に一応最終的な答申を決定いただきまして、その後の手続といたしましては、総理の方に答申をお渡しするということがございます。これは、議長と総理の御都合の合うと

ころで、なるべく7日以降早目の段階でやりたいと思っておりますけれども、その次の週になる可能性が高いというふうに思っております。対外的な公表というのは、総理にお渡しをした以降ということになりますものですから、ちょっと細かな話になりますけれども、プレスとの関係では、7日が終わった段階で、いわゆる事前のレクチャーをいたしまして、せっかく御努力いただいたので、うまく書いていただけるように中身をよく説明をしておく、その代わりいわゆるエンバーゴを掛けまして、対外的な記事の解禁は、先ほど申しましたように総理に答申をお渡しをした後のしかるべき時間にすることになると思います。

その後、これは日程的にはいつになるのか、いろんな政治日程等でわからないんですけれども、今年中に最大限尊重の閣議決定というのをお願いしたいというふうに思っております。とりあえず今後のスケジュールでございます。

○宮内議長 ということ、3日までということでございますので、最後は体力勝負でございますので、ひとつよろしく頑張ってくださいと思います。

なお、今日の資料でございますが、非公表ということになっております。前回は非公表と申し上げたんですけれども、ちゃんと新聞に出ているという、ものすごい世の中でございますけれども、最後のところでは余りプラスになるとは思いません。そういうことで、お取り扱いにつきましては、是非御注意いただきたいと、重ねましてお願い申し上げます。

八代さんどうぞ。

○八代委員 ちょっとの今の手続で腑に落ちないのは、普通は7日にここでやって、総理にお渡ししてというのが、普通の審議会のやり方だと思うんですが、何で次の週のいつかわからないときに総理に渡すというような、2段階になるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○吉原室長 基本的には総理のスケジュールの関係でございますが、おっしゃるように理想的な形と言いますか、美しい形というのは、官邸で会議を開いて、総理にお時間を取っていただいてという形にできればと思うんですけれども、実は会議の委員の方々の御日程で、そもそも定足数に達する時間というのは極めて限られておまして、そこに合わせて総理に必ず出いただくという形というのはなかなか難しいものですから、ちょっとそこは2つに分けてやりたいというふうに思っているわけでございます。

○鈴木委員 信用していただくのは、大変ありがたいけれども、非公表と言うんだったら回収していただいた方が、実はありがたいんですけれども、うるさくやられてかないませ

ん。それから、忙しいから自分の分野しか読んでおりません。だから、これ読むわけもないんだから、是非回収してもらえば、もういないよと言えば済む話なんですから、回収してもらいたいですね。

○宮内議長 中座された方がお持ち帰りになられたんではないかと思えますし、ちょっと。御信頼申し上げます。

○鈴木委員 御信頼はいいんですけれども、あるんだからと言ってこられるとうるさいからですね、では私はもらわなかったことにして。

○宮内議長 それでは、ひとつそういうことでよろしく願いいたします。本日は、これで閉会させていただきます。

ありがとうございました。